

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成19年6月7日(2007.6.7)

【公開番号】特開2005-317382(P2005-317382A)

【公開日】平成17年11月10日(2005.11.10)

【年通号数】公開・登録公報2005-044

【出願番号】特願2004-134450(P2004-134450)

【国際特許分類】

H 01 L	51/50	(2006.01)
H 05 B	33/02	(2006.01)
H 05 B	33/12	(2006.01)
H 05 B	33/22	(2006.01)
H 05 B	33/24	(2006.01)
H 05 B	33/26	(2006.01)
H 05 B	33/28	(2006.01)

【F I】

H 05 B	33/14	A
H 05 B	33/02	
H 05 B	33/12	B
H 05 B	33/22	Z
H 05 B	33/24	
H 05 B	33/26	Z
H 05 B	33/28	

【手続補正書】

【提出日】平成19年4月18日(2007.4.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の基板上に接し、前記第1の基板と第2の基板との間に配置された複数の発光素子と、

隣合う前記発光素子の間に配置された遮光材料からなる隔壁と、を有し、

前記発光素子は、第1の電極と第2の電極との間に発光層を含む層が挟まれた構造を有し、

前記第1及び第2の基板と、前記第1及び第2の電極と、は透光性を有することを特徴とする発光装置。

【請求項2】

第1の基板上に接し、前記第1の基板と第2の基板との間に配置された複数の発光素子と、

隣合う前記発光素子の間に配置された遮光材料からなる第1の隔壁と、前記第1の隔壁上に配置された逆テーパー形状の第2の隔壁と、を有し、

前記発光素子は、第1の電極と第2の電極との間に発光層を含む層が挟まれた構造を有し、

前記第1及び第2の基板と、前記第1及び第2の電極と、は透光性を有することを特徴とする発光装置。

【請求項3】

請求項1又は請求項2において、

前記第1及び第2の基板に、偏光板、円偏光板、又は位相差板を有することを特徴とする発光装置。

【請求項4】

第1の基板上に接し、前記第1の基板と第2の基板との間に配置された複数の発光素子と、

隣合う前記発光素子の間に配置された遮光材料からなる隔壁と、を有し、

前記発光素子は、第1の電極と第2の電極との間に発光層を含む層が挟まれた構造を有し、

前記第1の電極は、前記第1の基板と接して形成されており、

前記第2の基板と、前記第2の電極と、は透光性を有することを特徴とする発光装置。

【請求項5】

第1の基板上に接し、前記第1の基板と第2の基板との間に配置された複数の発光素子と、

隣合う前記発光素子の間に配置された遮光材料からなる第1の隔壁と、前記第1の隔壁上に配置された逆テーパー形状の第2の隔壁と、を有し、

前記発光素子は、第1の電極と第2の電極との間に発光層を含む層が挟まれた構造を有し、

前記第2の基板と、前記第2の電極と、は透光性を有することを特徴とする発光装置。

【請求項6】

請求項3又は請求項4において、

前記第1の電極は、炭素及びニッケルを含むアルミニウム合金からなることを特徴とする発光装置。

【請求項7】

請求項3又は請求項4において、

前記第1の電極は、炭素及びニッケルを含むアルミニウム合金上からなる第1の導電膜上に透光性を有する第2の導電膜が積層された構造を有することを特徴とする発光装置。

【請求項8】

請求項4乃至請求項7のいずれか一項において、

前記第2の基板に、偏光板、円偏光板、又は位相差板を有することを特徴とする発光装置。